

介護保険事務所からのお知らせ

～ご存知ですか？社会福祉法人による利用者負担軽減制度～

低所得で生計困難な方の介護保険サービスの利用促進を図るため、介護サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的な役割の一環として利用者負担額を軽減する制度です。

Q1・どのような人が軽減を受けられますか？

A1・市町村民税非課税世帯で、以下の①～⑤のすべてを満たす方のうち、生計が困難な方として保険者が認めた方が対象になります。

- ①年間収入が、単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下。
- ②預貯金などの額が、単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下。
- ③日常生活に使っている資産（居住用家屋等）以外に活用できる資産がない。
- ④負担能力のある親族等に扶養されていない。（所得税や市町村民税の扶養控除対象者となっていない。）
- ⑤介護保険料を滞納していない。

Q2・どれくらい負担が軽くなりますか？

A2・利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）の軽減を原則としています。

Q3・どのようなサービスが軽減の対象になりますか？

A3・社会福祉法人で運営している以下の介護サービスが対象になります。

- ①訪問介護 ②通所介護（地域密着型、認知症対応型含む） ③短期入所生活介護
- ④小規模多機能型居宅介護（複合型含む） ⑤介護老人福祉施設（地域密着型含む）

※介護予防サービスも対象になります。

制度の確認や申請を希望される場合…【問い合わせ先】介護保険事務所 保険給付班 TEL0187-86-3911